<mark>認可外保育施設、一時預かり、病(後)児保育、ファミリー・サポート・センター</mark>を 利用するお子さま・保護者さまへ

お子さまに保育の必要性がある場合、認定(ここでは、施設等利用給付認定のこと)を受けると、利用費を市に請求し、上限額までの範囲で給付を受けることができます。

対象者·利用費

- 認可保育所・認定こども園または幼稚園などを利用していない方が対象です。
- 保育の必要性とは、**両親とも就労、妊娠・出産、疾病、求職活動などの状態にある**場合に認められます。詳しくは裏面を参照してください。
- <u>3歳※から5歳までのお子さまの認可外保育施設等の利用費を、月額上限37,000円</u>ま での範囲で給付します。
- <u>0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子さまの認可外保育施設等の利用費を、月額</u> 上限42,000円までの範囲で給付します。
 - ※ 3歳の誕生日を迎えて最初の4月1日からとなります。
- 給付の方法は、保護者が一旦施設に利用費を支払った後、市が保護者からの請求に基づき給付する「償還払い」となります。
- 給食費、おやつ代、日用品費、教材費、送迎のみの利用などは給付対象外です。

認定申請の方法

- 下記の書類を下記担当窓口まで提出してください。書類は担当窓口で配布しております。
 - □ 子育てのための施設等利用給付認定申請書(第2号・第3号)
 - □ 保育の必要性を証明する書類(父)
 - □ 保育の必要性を証明する書類(母)
 - □ 保育所利用申し込み等の不実施に係る理由書(認可外保育施設を利用する場合)
- 認定を受けるときは、認可外保育施設、一時預かり、病(後)児保育、ファミリー・サポート・センターを利用したい月の前月まで申請をし、認定を受ける必要があります。利用後でも申請できますが申請の翌月からの認定となり、利用費の給付も認定月からとなりますのでご注意ください。

その他

- 市外の施設をご利用される方は、無償化の対象施設かどうかを施設にご確認ください。
- 市のホームページ「幼児教育・保育の無償化について」
 http://www.city.nanyo.yamagata.jp/seikatuhoikuen/2969 も 併せてご覧ください。



担当・問い合わせ先:南陽市 すこやか子育て課子ども施設係 TEL:0238-40-8872